

問われる復旧復興対策基本法

発表日：2011年4月4日（月）

～危機時の立ち回りが肝心～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (Tel: 03-5221-5223)

復旧復興対策基本法の策定が進んでいると言われる。民主党は、復興財源をどこに求めるかと問題にいいよ本格的に取り組むことになる。復興国債の日銀引受は、財政規律の重大な障害になるので、現実味はない。むしろ、復興支援の新税創設など財源についてしっかりした対応を採ることで、さらなる財政不安への波及に発展しないような態度を示すことが重要だ。

復興基本法の枠組み

震災後の対応として最も注目されるのは、財政再建である。政府が積極的に支援に乗り出そうとするほどに、危機時の対応が後年の財政状況に禍根を残さないかどうか問われる。そうした視点で、政府が検討している復旧復興対策基本法の枠組みに問題はないかを考えたい。

まず、集中復旧復興期間を5年間と設定している。政府がこの5年を期限に基金を設けて、追加歳出分を別会計で管理しようという手法は評価できる。リーマンショックのときは麻生内閣が「全治3年」として、3年以降に消費税増税を検討して収支を合わせる方針だったが、約束は履行されなかった。補正予算15兆円が追加され、鳩山政権にほぼ同額の予算が引き継がれて財政悪化が取り残された。あのときの「全治3年」は未処理のままなのだ。今後、復興支援が基金を通じて行われることは、その勘定の収支を管理して後世につけ回さない節度を保つためには有用である。

観測情報の中で気になるのは、復興国債の日銀引受が検討されるという報道である。日本の国債格付けが厳しく見られている状況をわきまえると、口がすべったという印象を拭えない。日銀が直接国債引受をすれば、長期金利上昇リスクを切り抜けられると発想は、重要な問題を見落としている。政府の財源問題はファイナンスのやり方をうまくやればよいという問題ではなく、財政規律そのものを破壊することが致命傷になるのだ。野田財務相や与謝野経済財政相のような政府の責任者は、日銀の引受には否定的である。復旧復興検討委員長である岡田幹事長すら否定的である。

復旧復興税の創設

案の骨子には、震災費用を新税で賄おうという方針も盛り込まれているという。名称として、「復興税」、「社会連帯税」というネーミングも登場している。ポイントは、新税＝消費税ではないところにある。消費税以外という点は、所得税や法人税の変形として負担増がシェアされそうなことを示唆している。ここには薄く広く消費税で徴収するという発想よりも、応能負担によって負担能力のありそうな対象を見定めてから課税強化をしようという意図がある。例えば、消費税を引き上げると、被災地域の住民にまで負担を強いることになるので望ましくないという発言は、その意味を考えると応能課税と親密な意見である。

しかし、現時点で所得税・法人税を強化するという方法には大きな欠点がある。それは、大きな財源になり得ず、よって補正予算の規模も小さくなる点である。復旧復興の財政支出は当初はある程度大きくなるを得ないので、5年の復興期間に期間限定にして消費税増税をすることが現実的だろう。さらに、仮に、

もっと規模を拡大させる必要があれば、恒久的に消費税を引き上げることを約束し、当初5～10年間の期間だけ消費税の引き上げ分を充てることができる。その場合、将来の消費税を担保にして、当初は赤字国債で大規模な資金調達をすることになるだろう。

半面、予算規模の問題ではどうしても時の政権担当者が歳出を膨らませようとするバイアスがかかってしまう。これは、熱心に被災地域の補償をやろうとする勢いの裏返しの効果として、必要とされる財源も膨らむという理屈である。だから、仕組みの上で、返済するのは国民であるという原則を強く意識し、自ずと使途に縛りがかかるように手当てをした方がよい。そこで消費税＝復旧復興税にするならば、国民に薄く広くなる代わりに、国民全体が復旧を支援している意識は強まる。補正予算の規模を膨らませることが、イコール消費税率の上乗せ幅に跳ね返り、そこに自ずと規律が働く。国民はある程度我慢をしなければならないが、その我慢を説得することについて、時の政権担当者が責任を持つことになる。

課題になる産業振興

被災地にとっては、何よりも早急な公的支援が求められる。しかし、公的資金がどこまでの範囲の復興を支援してよいのかを具体的に考えるとなかなか難しい。

復興支援に関しては、すでに阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて1998年に成立した被災者生活再建支援法がある。この支援法に基づき、被害程度に応じて最大300万円の支援金が支給されている。過去の事例で、補償のあり方を振り返ると、被災者にとって住宅等の損壊状況によって支給条件が変わってくることなどへの不満は残るようだ。個人財産・事業再建への支援に公的関与をどこで線引きするかという課題は、後々火種になる可能性がある。

事前報道では、この支援金をさらに増額するという内容が示されている。過去、他地域で災害に遭って最大300万円以内の補償しか受けていない人との整合性は取られるのか。また、「水没した土地の買い上げ」という検討も成されるそうだが、私有財産への補償はしないとの方針とどのように折り合いをつけて運営するのか。様々なアイデアを目にすると、そこにクリヤーではない点がいくつも浮上する。

エコノミストの視点として、重視したい対応策は政府による被災地域での雇用拡大である。支援金や補償内容に依存することに自ずと限界が出てくるのならば、政府の復興支援の活動が、被災地の雇用拡大の裾野を広げて、そこで給与がより多く支払われる環境をつくらなくてはならない。公的給付に限界が生じることを予め承知して、次の対応を整備しておく発想である。

その場合、政府が創出する雇用の先の問題として、民間部門の自律的な産業発展がなければ、継続的な所得維持にはならない。すでに、政府高官の発言として、東北地域に「エコタウンをつくり、福祉都市としての性格を持たせる」というビジョンも語られている。本当にそうした構想がうまくいくのか、よく吟味して、政府は東北地方における新産業支援を成功させる必要があるだろう。

福島原発の事故を考えると、原子力発電を代替する新エネルギーの模索は、いよいよ国家的課題になったとみることができる。すでに、今の電力料金には太陽光発電のコストが上乗せされて、間接的に割高のコストへの補助が行われている。政府は、こうした試みをもっと広範囲に行って新エネルギーの普及に数年後のコストダウンを見込みながら取り組んでいくことが必要になるだろう。電力事業のイノベーションを図ることが、未来の日本の産業競争力を高めるための方向性だとみられる。